

2020年6月7日

会員各位

埼玉森林インストラクター会
会長 池田 雄二

埼玉森林インストラクター会では、6月からの活動再開を予定していますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、次のような行動方針を定めました。

新型コロナウイルス感染症予防に対する 埼玉森林インストラクター会の行動方針

1. 会員対象の会合は、3つの「密」(1.換気の悪い密閉空間、2.多数が集まる密集場所、3.互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる密接場面)を避けて場所など十分検討した上で実施すること。
2. 屋外での活動について
 - (1) 不測の事態に備えて、参加者の指名及び緊急連絡先を把握し、記録する。
 - (2) 参加者は朝に自宅で検温のうえ報告し、記録する。
 - (3) 接触感染と飛沫感染が起こらないようマスクを着用し、人と人との距離をとることに努める。なお、森林内の野外活動時のマスク着用は気候および現地の状況に応じて別途指示する。
 - (4) 活動の実施については県・市町村等各自治体が定める新型コロナウイルス感染症対策等を遵守した上で実施する。
3. 次に該当する場合は原則活動を欠席すること。
 - (1) 発熱・咳・などの風邪の症状がある場合。(比較的軽い症状でも重症化しやすい人は特に留意する)
 - (2) 息苦しい(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)などの症状がある場合
 - (3) 感染症陽性とされた人との濃厚接触がある場合。
4. 交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などは会話が多くなる傾向があるのでマスクの着用・会話を極力少なくすることなど周りに配慮した行動をとること。
5. 当会の関係する活動等において、感染症が発生したと疑われる事実が判明した場合は関係する活動を一定期間中止する。

この行動方針は、期間を定めずに当面の間実施する。

以上